

## 消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転検討について（概要）

2016年（平成28年）1月14日

特定非営利活動法人 消費者機構日本

行政機能の首都圏一極集中の解消と地方の活性化のため行政機関を分散・移転を進める政策には賛同。一方で消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの業務の特性を考えると、徳島移転により機能を維持・発展できなくなるのではないかと、強い危機感を有す。

特に以下の点について、消費者行政の機能維持・発展にとって大変重要な問題点と認識、情報通信技術の対応ではそれが解決できないのではないかと強く懸念しているため、きわめて慎重な検討を求める。

### 1. 消費者庁の移転に関して

- (1) 特定商取引法・景品表示法・消費者安全法等の法執行において、事業者に対する調査や呼び出しての事情聴取が必要。多くの事業者が存し、全国各地との交通手段も便利な地域に消費者庁が存することのメリットは大きい。
- (2) 法案審査及び国会審議対応～国会議員各位へのご説明及び法案内容の調整等、他省庁と連携しての綿密かつ迅速な対応が求められるところ、情報通信技術での対応には限界があると考えられる。
- (3) 消費者問題に係る緊急時対応においては、内閣官房長官の指揮のもと、消費者庁が事務局となって関係省庁で構成される緊急対策のための会議体が持たれる。要となる事務局である消費者庁が遠隔地にあつては、緊急時に相応しい機能が果たせるのか懸念される。
- (4) 消費者庁は消費者行政において中心を担う機関であり、他省庁と適宜、緊密な情報交換と協議が必要。他省庁が東京に残ったまま、消費者庁のみが遠隔地に移転した場合には、緊密な情報交換と協議機会の確保に限界が生じることを懸念。
- (5) 人員構成の特徴と人員確保の面～多くの法律専門家、非常勤の消費生活相談員及び企業からの出向者を現在のように確保できるか懸念。

### 2. 国民生活センターの移転に関して

- (1) 消費者への注意喚起のための広報機能に関し、徳島でキー局を集めた記者会見を開くことは困難。
- (2) ADR（紛争解決委員会）や消費生活相談のあっせんで、相手方事業者の出頭確保が困難になる。
- (3) 相談業務の支援、ADR への協力など、専門家（法律専門家、建築士など）が多数バックアップしている。徳島県でそのような層の厚い専門家が確保できるとは思われない。
- (4) 人員構成の特徴と人員確保の面～消費生活相談支援の業務を中心に100名超の消費生活の専門家（一定の資格を有し、地方公共団体の消費生活相談業務を経験した者）が携わっている。これらの方々は非常勤職員であり、遠隔地に転勤できるものではなく、徳島移転となった場合多くが退職を余儀なくされる一方、徳島県において100名超の消費生活の専門家を安定的に確保できるとは思われず、消費生活相談支援の機能が大きく後退。

### 3. 消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの十分な連携が必要

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターは、消費者被害情報の収集と違反事業者に対する執行、政策検討の際の立法事実となる事例の収集・整理、政策立案など、緊密な連携を行っており、いずれかが地方移転した場合に、現在よりもパフォーマンスが低下することが懸念される。